群馬県建設工事の入札契約及び指名停止等措置に関する審査要領

（目的）

第１条　この要領は、群馬県(病院局、企業局、教育委員会並びに警察本部を含む｡)が発

注する公共工事(以下｢工事｣という｡)の入札契約及び指名停止等措置に係る審査手続を

定める。

（審査の対象となる工事及び措置）

第２条　次の各号に掲げる工事を審査の対象とする。ただし、県の行為を秘密にする必要

があるもの及び設計金額(消費税及び地方消費税を含む｡)が250万円未満のものを除く。

(１)一般競争入札による工事（地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定め

る政令の規定が適用される工事を除く｡)

(２)指名競争入札による工事

(３)随意契約による工事

２　次の各号に掲げる措置を審査の対象とする。

(１)群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱(以下｢措置要綱｣という｡)の規定による

　指名停止(以下｢指名停止｣という。）

(２)措置要綱の規定による警告又は注意の喚起

（入札手続の執行）

第３条　審査請求及び再審査請求は、原則として入札手続の執行を妨げない。

（審査請求の教示）

第４条　契約担当者は、次の各号に掲げる方法により審査請求の方法を教示する。

(１)一般競争入札にあっては入札説明書

(２)指名競争入札及び随意契約にあってはぐんま電子入札システムにおける発注情報等(３)指名停止等措置にあっては指名停止通知書

（審査請求）

第５条　審査請求をすることができる者(以下｢審査請求者｣という｡)及び審査請求をする

ことができる事項(以下｢審査請求事項｣という｡)は次表に掲げるとおりとする。

２　建設共同企業体も審査請求をすることができる。この場合において下表中の随意契約

の審査請求者欄に｢建設工事の種類について建設業の許可を有する者(建設業法第３条第１項に規定する許可を受けている者をいう｡)｣とあるのは､｢建設工事の種類についてすべての構成員が建設業の許可(建設業法第３条第１項に規定する許可をいう｡)を有している建設共同企業体｣と読み替える。

３　前項の審査請求は、建設共同企業体における全ての構成員が行うこと。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 入札契約方式 | 審査請求者 | 審査請求事項 |
| 一般競争入札 | 入札参加資格確認申請を行った者のうち、発注者から入札参加資格がないと認められた者 | 入札参加資格がないと認められた理由 |
| 指名競争入札 | 当該入札と同一の工事種別に登録がある有資格者のうち、当該指名競争入札に参加できる者として指名されなかった者 | 指名されなかった理由 |
| 随意契約 | 当該契約と同一の工事種別に対応する建設業法の建設工事の種類について建設業の許可を有する者（建設業法第３条第１項に規定する許可を受けている者をいう｡)で当該契約の相手方として選定されなかった者 | 当該契約の相手方として選定されなかった理由 |
| 指名停止等措置 | 措置要綱の規定による指名停止又は警告等の措置を受けた者 | 指名停止又は警告等の措置を受けた内容及び理由 |
|

４　審査請求者は、次の各号に掲げる者(以下｢知事等｣という｡)に審査請求をすること。

(１)知事部局発注の工事及び指名停止等措置については知事

(２)病院局発注の工事については病院局長

(３)企業局発注の工事については企業管理者

(４)教育委員会発注の工事については教育長

(５)警察本部発注の工事については警察本部長

５　審査請求者は、下表の審査請求ができる期間(以下｢審査請求期間｣という｡)内に書面

(以下｢審査請求書｣という｡)により審査請求をすること。

６　審査請求者は、審査請求の対象となる工事の入札説明書等において審査請求書が指定

されているときは当該様式により審査請求をすること。

７　審査請求者は、請求者の氏名及び住所、請求の対象となる工事、審査事項及び請求の

根拠となる事項を審査請求書に記載すること。

８　審査請求者は、審査請求書及び関係資料を下表の審査請求書の提出先に持参するこ

と。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 入札契約方式 | 審査請求期間 | 審査請求書の提出先 |
| 一般競争入札 | 入札参加資格確認通知を行った日の翌日から起算して５日以内（群馬県の休日を定める条例第１条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。） | 入札参加資格確認申請書の提出先となっている県庁の課又は地域機関等 |
| 指名競争入札 | 指名業者名の公表を行った日の翌日から起算して５日以内（休日を含まない。） | 当該指名競争入札について指名業者名の公表を行った県庁の課又は地域機関等 |
| 随意契約 | 随意契約の相手方について公表を行った日の翌日から起算して５日以内(休日を含まない｡) | 当該随意契約の内容について公表を行った県庁の課又は地域機関等 |
| 指名停止等措置 | 当該指名停止の期間内又は当該警告等の日の翌日から起算して２週間以内 | 県土整備部建設企画課 |
|

（審査請求への回答）

第６条　知事等は、請求ができる最終日の翌日から起算して５日以内(休日を含まない｡)　に別記様式第１号(以下｢回答書｣という｡)により審査内容を回答する｡

２　知事等は、審査請求の対象となる工事の入札説明書等において回答書を指定したとき

は当該様式により回答しなければならない。

３　知事等は､回答期限を延長することに特別な理由があるときは別記様式第２号(以下

｢回答期限延長通知書｣という｡)により回答期限の延長を通知することができる。

（審査請求の却下）

第７条　知事等は､請求がなされた日の翌日から起算して５日以内(休日を含まない｡)に別記様式第３号(以下｢審査請求却下通知書｣という｡)により次の各号に掲げる請求を却下することができる。

(１)第５条の表の審査請求者以外の者からの請求

(２)第５条の表の審査請求事項以外に関する請求

(３)第５条の表の審査請求期間を過ぎてからなされた請求

(４)第５条第７項の事項の一部又は全部が記載されていないため、回答することが困難で

あると認められる請求

（再審査請求）

第８条 第６条第１項の回答に納得しない者(建設共同企業体を含む｡)は、知事等に再審

査請求をすることができる。

２　再審査請求ができる者(以下｢再審査請求者｣という｡)は､第６条第１項の回答を受け

取った日の翌日から起算して７日(休日をまない｡)以内に別記様式第４号(以下｢再審査

請求書｣という｡)により再審査請求をすること｡

３　再審査請求者は、第５条の表の審査請求書の提出先に再審査請求書及び関係資料を持

参すること。

４　知事等は、前項の請求がなされたきは速やかに群馬県公共工事入札監視委員会(以下

｢委員会｣という｡)に意見の聴取を依頼する。

（再審査請求への回答）

第９条　知事等は、再審査請求者に前条第４項の意見報告を受けた日の翌日から起算して

７日以内（休日を含まない｡)に別記様式第５号(以下｢再審査請求回答書｣という｡)によ

り次の各号に掲げる事項を回答する｡

(１)請求が認められなかったときは、請求に根拠が認められないと判断した理由

(２)請求が認められたときは、知事等が講じようとする措置の概要

（再審査請求の却下）

第10条　知事等は、第８条第２項の再審査請求が次の各号に掲げるいずれかに該当する

ときは請求がなされた日の翌日から起算して７日以内(休日を含まない｡)に別記様式第

６号(以下｢再審査請求却下通知書｣という｡)により請求を却下することを通知する。

(１)第５条第７項の審査請求事項以外の事項に関する再審査請求

(２)第６条第１項の審査請求回答書を受け取った者以外の者からの再審査請求

(３)再審査請求期間を過ぎた再審査請求

(４)再審査請求書の一部又は全部に記載がないため、回答が困難である再審査請求

（審査結果の公表）

第11条　知事等は、第６条第１項の審査請求への回答又は第７条の審査請求を却下した

ときは群馬県建設工事等に関する情報の公表要領(以下｢公表要領｣という｡)に定めると

ころにより次の各号に掲げる書類を公表する。

(１)審査請求書

(２)審査請求回答書又は審査請求却下通知書

(３)回答期間の延長を行ったときは回答期限延長通知書

２　知事等は、第９条の再審査への回答又は第10条の再審査請求を却下したときは公表

要領に定めるところにより次の各号に掲げる書類を公表する。

(１)再審査請求書

(２)群馬県公共工事入札監視委員会再審査請求に関する会議議事概要(群馬県公共工事入札監視委員会設置要綱別記様式第７号)

(３)委員会の意見(群馬県公共工事入札監視委員会設置要綱第８条)

(４)再審査請求回答書又は再審査請求却下通知書

（建設工事関連業務における準用）

第12条　この要領は、建設工事関連業務に係る審査手続に準用する。

附則

１　この要領は平成28年４月１日から施行する。

２　群馬県建設工事の入札・契約及び指名停止等措置に係る苦情処理要領は廃止する。

附則

この要領は令和４年４月１日から施行する。

別記様式第１号

回　　答　　書

　 　　　 　　　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　 　　　　　知事等 印

　　　年　月　日付けで提出された　　　　　　　　　　　　　　　の（一般競争入札・指名競争入札・随意契約・指名停止等措置）に係る審査請求に対し、下記のとおり回答します。

なお、この回答に納得しない場合は、群馬県建設工事の入札契約及び指名停止等措置に関する審査要領第９条第１項に基づき、この回答書を受け取った日の翌日から起算して７日以内（休日を含まない。）に、　　　　　あて再審査請求を行うことができることを申し添えます。

記

（回答）

別記様式第２号

回答期限延長通知書

　 　　　 　　　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　 　　　　　知事等 印

　　　年　月　日付けで提出された　　　　　　　　　　　　　　　の（一般競争入札・指名競争入札・随意契約・指名停止等措置）に係る審査請求に対する回答期限を、下記のとおり延長します。

記

１　回答期限

　(１)延長前の回答期限　　　年　月　日

　(２)延長後の回答期限　　　年　月　日

　(３)延長日数 　　　　　日間（休日　日を含まない。）

２　回答期限を延長する理由

別記様式第３号

審査請求却下通知書

　 　　　 　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　 　　　　　知事等 印

　　　年　月　日付けで提出された　　　　　　　　　　　　　　　の（一般競争入札・指名競争入札・随意契約・指名停止等措置）に係る審査請求については、下記の理由により却下します。

記

（却下の理由）

別記様式第４号

再審査請求書

　 　　　 　　　年　月　日

知事等　あて

〒　　　－

住所

電話

商号又は名称

代表者氏名 　　 印

１　再審査請求の対象となる工事

２　審査請求回答書による説明に納得しない事項

３　主張の根拠となる事項

なお、本書の記載内容及び添付書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

別記様式第５号

回　　答　　書

　 　　　 　　　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　 　　　　　知事等 印

　　　年　月　日付けで提出された　　　　　　　　　　　　　　　の（一般競争入札・指名競争入札・随意契約・指名停止等措置）に係る再審査請求に対し、下記のとおり回答します。

なお、本件に関し、群馬県公共工事入札監視委員会から書面で意見が提出されているので、写しを添付します。

記

（回答）

別記様式第６号

再審査請求却下通知書

　 　　　 　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　 　　　　　知事等 印

　　　年　月　日付けで提出された　　　　　　　　　　　　　　　の（一般競争入札・指名競争入札・随意契約・指名停止等措置）に係る再審査請求については、下記の理由により却下します。

記

（却下の理由）